

役員選任方法と役員報酬改定の提案

(きたる 5 月 14 日 (土) 開催の総会に出席される方は、この資料を持参願います。)

亀田向陽自治会長 齋藤 茂

◎亀田向陽自治会は平成 17 年 (2006 年) 11 月 30 日に設立総会を開催し、新たな一步を踏み出しました。そして今年 11 月で満 5 年を迎えます。この 5 年間で私が感じた他の「既存自治会」と当自治会のような「新興自治会」の在り方の比較をしました。

	既存自治会	新興自治会
住民の 居住期間	昔から代々住んでおり、数十年の居住期間がある人が多い。	ほとんどの人がほぼ同じ時期に入居し、居住期間はせいぜい 5 年。
隣近所	ほとんど顔見知りで、職業などもわかっている。 子供のころからの知り合いが大勢いる。	家族構成、職業、出身地、顔も知らない人が多い。
家族の 平均像	世帯主の高齢化が進み、住民の平均年齢が高い。老人の独り住まいも多い。	いわゆるヤングファミリーが多い。 当自治会の平均年齢は 29 歳。
自治会活動	昔からの風習が共有化され、行事や自治会活動が踏襲されている。	バラバラな風習で育った人間の集団で、 なにもかも初めて行う事が多い。
役員	現役を引退した長老が引き受けている傾向がある。	現役で働いている若い人が引き受けざるを得ない。

◎当自治会はゼロからの出発でした。また、設立時の役員は自治会活動をしたことがない初心者ばかりでしたが、この 5 年間で自治会インフラとでも言うべき環境や活動の基礎が築けたと思います。この 5 年間の活動を列挙します。

1	組長の仕事を定型化 (組長会議への出席、回覧板の回覧、自治会費の徴収など)
2	1 年間に行うべき活動の定型化 (組長会議 3 回、総会 1 回、クリーン作戦 2 回)
3	行政への陳情・交渉・補助金申請 (カーブミラーの設置、ゴミステーションの修理、交通安全対策、防犯対策、電気料金、植栽、防犯灯設置、その他苦情処理、事務委託料の補助金申請など)

ここまではどの自治会でも行っていますが、当自治会では初めてのことばかりでした。

次に当自治会の独自の取り組みについては

4	家族名簿の作成 (個人情報にあたるが、自治会活動には必要な基本情報であると判断して会員の協力を求めた)
5	情報公開のために「ホームページ」の立ち上げと「自治会だより」の発行。 情報伝達ため掲示板を設置 (緊急に周知が必要な場合は「自治会だより・号外」を掲示)
6	自治会館建設のため区画整理組合が残した 10 組地内の土地を売却し、 地区内中心地 (3 組) に土地を購入した。
7	J R 線路わきの防犯灯 13 基の設置 (住民の安全を最優先と考え、行った事業)。J R 線路わきの植栽 26 か所への植樹。スクールラインの植樹リフォーム。
8	集団資源回収を新潟市に申請、奨励金の交付を受ける (子供会へ助成)

9	自治会を「認可地縁団体」として登録し、法人格を取得（資産購入・売却、銀行取引などが可能）
10	自治会館の建設（自治会活動の活性化）

これで、初代役員としてのひとつの区切り、役目を終えたと思います。

◎私は以前から役員の新陳代謝が必要だと訴えてきました。水は流れなければ淀み、そして腐ってきます。新しい水が入れば自ずと自治会も活性化するはずです。また、会計と監事を長年同じ人が担当することは、どんなに個人的に信用できる人であっても、社会通念上は許されません。

自治会役員の仕事は、全くと言っていいほどボランティアです。しかしそれは会社のために無給でサービス残業することとは違いますし、被災地に行ってボランティア活動をするとも違います。自分の住む町のため、この町で育ち生活していく自分の子供や家族のためです。

大げさかもしれませんが、アメリカのケネディ大統領が就任演説で言った言葉を借りて言えば『自治会が会員のために何をしてくれるかではなく、会員自身が自治会のために何ができるか』を考えてみてください。

では、具体的に役員を改選する方法について考えてみます。自らの立候補や他薦、勧誘などの方法を取っているのは100年たっても改選できません。今までも機会あるごとに提案しましたが進展しませんでした。特定の人に長い間負担をかけない方法は、会員の方に持ち回りで役員になってもらうしかありません。持ち回りで組長になっていただいている方が、次年度役員になっていただく方法が公平で一人あたりの負担も少なくなると思います。なお、引継ぎをスムーズにするため、役員を終えた方は次の1年、役員補佐をしてもらいます。

〔案〕今年度は現状のままの役員とし、来年度より改選を行い新しい体制に移行する。以下のようになります。

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
現役員	役員	補佐	—	—	—
平成 23 年度組長	組長	役員	補佐	—	—
平成 24 年度組長	—	組長	役員	補佐	—
平成 25 年度組長	—	—	組長	役員	補佐
平成 26 年度組長	—	—	—	組長	役員
平成 27 年度組長	—	—	—	—	組長

自治会の組織と役員の人数はその年度の役員で決めてください。ただし、会長・副会長・会計・監事（以下、四役と呼びます）は必須（自治会規約第9条）です。四役以外は、新役員で組織名・役割・人数を決めてください。私の組織と仕事の役割案は以下のようになります。

役員	人数	仕事の内容
会長	1	総会、組長会議の招集およびその議長役。 各種会合への出席（コミュニティ協議会、自治会長会議、小中学校の入学式・卒業式、向陽の里敬老会、向陽高校地域の声を聞く会など） 転入者が挨拶に来た時に自治会の案内（組長、ゴミステーションの位置や掃除当番の案内、会費、家族構成員名簿提出のお願いなど） 自治会の代表責任者として行政との窓口。各役員への仕事の指示と管理。
副会長	1	会長不在の場合の補佐。総会用の事業計画書作成と事業報告。賛助会員の勧誘。
会計	1	会費徴収（戸建住宅は組長が徴収、集合住宅は管理会社に請求、賛助会員への請求）支出の管理、補助金の交付把握、赤い羽根など各種団体への寄付金一括納付。決算報告書および予算書の作成。

監事	1	役員の業務執行監査。会計および資産監査。不正の事実あるときは総会に報告。
総務部長（仮称）	1	毎月2回の回覧板の各組ごとの仕分けと組長への配布。掲示板への掲示。家族構成員名簿の管理。総会の会場予約とセッティング。組長名簿の作成。新旧組長懇親会のセット。事務委託料の申請。総会の議事録作成。規約・規則等の作成。防災組織の検討。
植栽部長（仮称）	1	植栽管理。行政に植栽の補助金申請。ボランティアによる植栽維持管理活動。クリーン作戦企画運営。雨水升への薬剤投入。
広報①部長（仮称）	1	自治会ホームページの更新管理。
広報②部長（仮称）	1	自治会だよりの発行
会館管理部長（仮称）	1	自治会館の利用促進、予約受付、その他会館の管理。
修繕部長（仮称）	1	ゴミステーションや防犯灯の修繕およびその補助金申請。防犯灯電気料金の補助金申請。
子供会・地域交流部長（仮称）	1	子供会活動の推進。ふれ愛夏まつりへの協賛、買物券発行。
合計	11名	組長10名＋子供会会長1名の合計11名

以上が私の案です。

このほかに「防災」、「青年」、「婦人」、「敬老会」、単年度で企画する「〇〇行事」、「〇〇イベント」などといった担当部の創設が考えられます。また、不要になったり、適任者がいないような場合、役員兼務や統廃合も考えられます。

◎次に役員報酬について提案します。

役員のお多くは自己の持ち出しとなっていますし、他の自治会の役員報酬と比較すると当自治会の役員報酬は低すぎますので、この際、役員報酬を改正すべきだと思います。行政から町内の仕事の肩代わりを役員に委託され、その「事務委託料」として受け取る額は、22年度は約49万円で、23年度は53万円になると予想されます。については、これを原資として以下のとおり報酬額アップを提案します。（いずれも年額です。）

役員	現行報酬額	改正案報酬額
会長	30,000円×1名	100,000円×1名
副会長	20,000円×1名	50,000円×1名
会計	10,000円×1名	50,000円×1名
総務部長	10,000円×1名	50,000円×1名
監事	10,000円×1名	30,000円×1名
その他役員	10,000円×2名	30,000円×5名
子供会会長	—	30,000円×1名
補佐	—	10,000円×11名
合計	7名 100,000円	22名 560,000円

*子供会会長の報酬は子供会会計より3,000円支出されていましたが、改正案では自治会会計より支出します。

*子供会のその他の役員（副会長、会計など）の報酬は子供会の会計予算から支出してください。

以上のように役員改選のルールと役員報酬の改定を現役員の総意のもとに提案いたします。会員の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。